10 口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事務組合の申告書について

口座振替を利用している事務組合への申告書には、以下のように印字されています。
この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。
口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

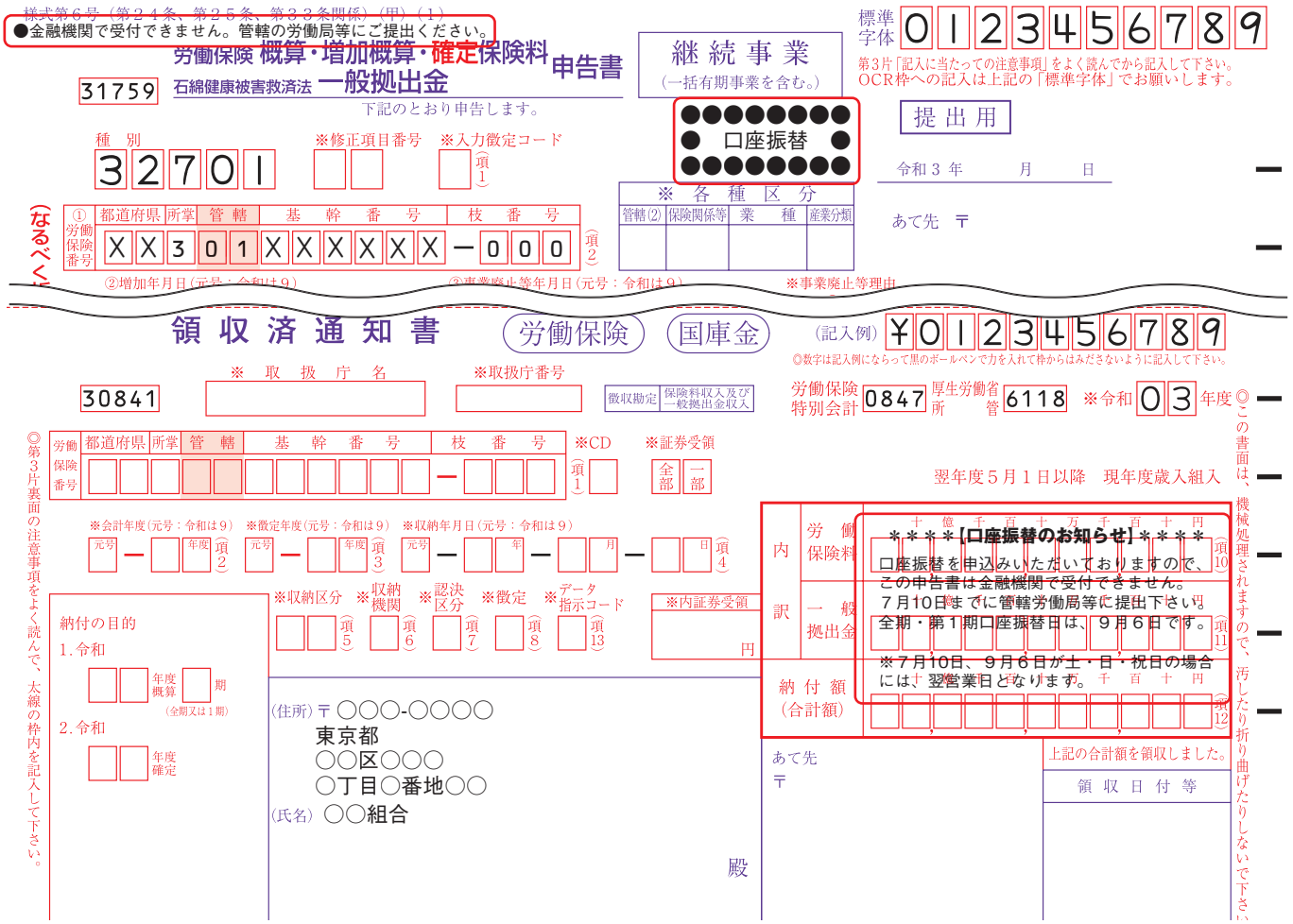

[口座振替に関するQA]

Q． 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A． すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いします。